

燕市告示第103号

燕市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

燕市長 鈴木 力

燕市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚を希望する市民の婚活を後押しするため、新潟県が運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」(以下「ハートマッチにいがた」という。)の会員登録を行うための費用に対し、予算の範囲内で燕市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 20歳以上であって、現に婚姻をしていないこと。
- (3) 市税等(市外から転入している場合においては、転入前の市区町村民税)を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が負担したハートマッチにいがたの初回又は更新の会員登録料

とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

- (1) ハートマッチにいがたの会員登録証の写し
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) ハートマッチにいがたの会員登録に係る領収書の写し
- (4) 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、会員登録料を支払った日の属する年度の末日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査して、補助金の交付又は不交付を決定し、交付すると決定した場合にあっては燕市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した場合にあっては燕市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、燕市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料

補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
 - (2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
 - (3) その他市長が補助の目的に違反すると認めたとき。
- (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。